

## &lt; 検体検査実施料に関するお知らせ &gt;

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和4年6月28日付、厚生労働省保険局医療課長通知（保医発0628第4号）より「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和4年7月1日から適用される旨通知されましたのでご案内申し上げます。なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合の保険点数の見直しについては「検査料の点数の取扱いについて」（令和4年3月16日付け保医発0316第1号）においてお示ししていたものであることを申し添えいたします。

敬具

## 記

## 《保険収載適用日》

2022年 7月 1日（金）

## 《一部改正された項目》

項目名	保険点数
SARS-CoV-2核酸検出	700点（350点×2回分） 【検査の委託の有無にかかわらず】
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出	700点（350点×2回分） 【検査の委託の有無にかかわらず】

## 検体検査実施料が変更された内容

項目名	保険点数	判断料	診療報酬区分	備考
SARS-CoV-2 核酸検出	(検査委託) 700点 (350点×2 回分)	微生物学 的検査 判断料 (150点)	「D023」 微生物核酸 同定・定量 検査の 「10」	ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。 なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
SARS-CoV-2・ インフルエンザ 核酸 同時検出	(検査委託) 700点 (350点×2 回分)	微生物学 的検査 判断料 (150点)	「D023」 微生物核酸 同定・定量 検査の 「10」	ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。 なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。